

福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン

第三者評価機関情報

評価機関名：	特定非営利活動法人 福祉総合評価機構
訪問調査実施期間：	平成20年10月14日

事業者情報

名称：	赤碕保育園	種別：	認可保育所
代表者氏名：	福田 泰雅	定員（利用人数）：	90名
所在地：	鳥取県東伯郡琴浦町赤碕1867-8	TEL	0858-55-0708

総 評

特に評価の高い点

<p>子どもの興味や探究心を尊重し、支援するための「プロジェクトアプローチ」による保育実践</p> <p>「プロジェクトアプローチ」という手法を用いて、子どもの主体的な活動から生じる子どもの興味や探究心を保育活動に活かす保育を実践している。子どもたちが興味を持ったり不思議に思ったりしたことをテーマに、活動する子どもが主体となって体験できるよう、保育士が支援と導きを行い、子ども同士が協働して調べたり話し合ったりしながら活動を展開できるようにしている。またそこにはさまざまな地域の資源（場所や人）、保護者などとの関係もふまえられ、一人ひとりの子どもの好奇心や探究心の満足とさらなる展開（成長）を促している。それら一連の保育を担保するため、職員のホームステイによる海外留学や日常的に行われる研修など、さまざまな職員育成の取り組みも実施している。</p> <p>「ポートフォリオ」など、ビジュアル技術やITを活用した子どもの成長過程の記録</p> <p>「ポートフォリオ」として、子ども一人ひとりについて、入園からの成長の過程や主だった活動の様子を写真入りで記録し、個別のファイルにて管理している。「ポートフォリオ」は単に成長経過の写真の時系列で並べるだけでなく、離乳食の進捗記録や保育活動の成果も取り込み、また「家庭の声」欄も設けるなど、子どもの育ちを多彩な角度からとらえる構成となっている。また外部業者による発達経過記録のソフトウェアの導入により、子どもの発達状況を点検する項目を特定し、定期的に記録・検証して、以降の保育実践に活かす仕組みとするなど、技術を駆使し、複数のアプローチによって子どもの成長をとらえる取り組みを推進している。</p> <p>多彩な体験から食に対する関心・知識を培う一連の食育活動</p> <p>「赤碕保育園の食育の基本的考え方」を定め、それをふまえた「食育保育計画」に基づき、「食と生活」「食と自然」「食と社会」の柱のもとで、子どもたちが栽培や収穫、食に関わる人々や地域との関わり、流通、調理やマナーなどを楽しみながら体験できる機会を設けている。園内に設置された畑では年間を通じてさまざまな野菜を栽培・収穫し、地域の方を招いた収穫祭やクッキング、給食の材料として活用したり、育成の経過をポートフォリオに記録したりするなど、多彩な食育活動の中で、食に対する興味や体験を培う取り組みを行っている。</p>
--

改善を求められる点

<p>園の理念・方針の具現化に向けた、運営面における計画の整備と推進</p> <p>2001年度に法人の理念・保育の理念・保育の目的・保育の目標及びそれに基づく「方針」を定めており、今後の法人の方向性についてもビジョンが持たれているが、それを具現化していくための中・長期計画は、現時点では策定されていない。中・長期計画及びそれと連動した年度事業計画、それらの具体的な行動計画といった、一連の体系をもった計画類の策定と推進により、近未来の園の姿を見据えた組織運営がなされていくことを期待したい。</p> <p>各種の計画類・ツールの活用に向けた整理や共通理解</p> <p>「プロジェクトアプローチ」という保育手法に基づき保育を実践していく上で、さまざまな計画を作って子どもの活動や保育行事など保育内容の充実を図っている。ただ、旧来的に使用している計画や、新たに導入した保育支援ソフトによる計画など、その種類や内容が重複している部分があり、また種類が多岐にわたっていることから、職員の現場での活用という観点においてはさらなる検討と習熟が望ましいと思われる側面も否めない。今後の課題として、計画ごとの活用方法や目的、関連性や策定の必要性などを職員間で再度、共通理解することが期待される。</p> <p>安全管理のさらなる向上に向けた事故・ケガ事例の集積、マニュアルの精査</p> <p>各種のチェックリスト等による日常の安全点検やマニュアルの整備・活用などを通じ、保育園としての安全・衛生管理に努めている。ただし、危険事例や事故・ケガについては発生の日ごとで報告がされるとのことであるが、会議録等への記載はなく、事故報告書・ヒヤリハット報告書など、事故・ケガや危険事例を記録として集積する取り組みも今のところ行われていないため、職員間での共有や研鑽のためのデータベースとして、今後検討を期待したい。またマニュアル類に関して、定期的・計画的な見直し・改訂、周知を目的とした検討会・園内研修等については、特に機会を設けて行ってはいない。一部には作成年月が古いものもあり、内容の精査及び見直しは今後の課題と考えられ、周知徹底に向けた組織的な取り組みも望まれる。</p>

第三者評価結果に対する事業者のコメント

--

福祉サービス第三者評価結果

すべての評価項目（55項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 福祉サービスの基本方針と組織

- 1 理念・基本方針

評価項目	第三者評価結果	コメント
- 1 - (1) 理念、基本方針が確立されている。		
- 1 - (1) - 理念が明文化されている。	a	2001年度、新たに法人の理念・保育の理念・保育の目的・保育の目標を定め、それに基づいた「方針」を定めて明確にしている。また園内研修のテーマとしても「理念の周知・徹底」に関するものが設けられ、職員への周知徹底を図っている。
- 1 - (1) - 理念に基づく基本方針が明文化されている。	a	
- 1 - (2) 理念や基本方針が周知されている。		
- 1 - (2) - 理念や基本方針が職員に周知されている。	a	2001年度頃から理念等を「赤碕保育園ガイドブック」に定め、改訂時に非常勤も含めて全職員に配布しており、園内研修においても日常の保育の振り返り等により、理念の反復を行うなどの確認を行っている。またパンフレットを入園時に全家庭に配布するとともに、ホームページにも掲載しており、保護者会総会においても説明を行うなどしている。今回の事前の利用者調査においても、約6割の回答者が「理念を知っている」としている。
- 1 - (2) - 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a	

- 2 計画の策定

評価項目	第三者評価結果	コメント
- 2 - (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
- 2 - (1) - 中・長期計画が策定されている。	C	経営層は現状の問題点を把握した上で、法人の方向性についてのビジョンを持っているが、それが具体的に示された中・長期計画は策定されていない。理念を実現するための中・長期計画の策定、それを実現するための年度事業計画、そしてその行動計画といった一連の計画の明示が待たれる。
- 2 - (1) - 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	C	
- 2 - (2) 計画が適切に策定されている。		
- 2 - (2) - 計画の策定が組織的に行われている。	b	年度の保育内容等については「赤碕保育園ガイドブック」にも収録されており、これが年度事業計画の役割を果たすこととされている。この計画の策定にあたって策定のための会議は特に設けられていないものの、毎年3月ごろに職員からの提案等を集約して完成させている。また保護者会総会の機会等を通じて利用者にも口頭で説明するなどしているが、今後より密な情報提供方法を模索する必要があると感じている、とのコメントがあった。
- 2 - (2) - 計画が職員や利用者等に周知されている。	b	

評価対象 福祉サービスの基本方針と組織

- 3 管理者の責任とリーダーシップ

評価項目	第三者評価結果	コメント
- 3 - (1) 管理者の責任が明確にされている。		
- 3 - (1) - 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	b	「役割分担表」などにおいて職員を含めた役割について明示されている他、給与規程の中に職位に応じた責任分担等を示した「職務分担表」が定められている。また、各種関係団体の研修会に年間数回参加したり、広報誌などによって情報収集して研鑽を積んでいる。
- 3 - (1) - 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	a	
- 3 - (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
- 3 - (2) - 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	a	保育の理念に基づき、実現するためのテーマを設定した園内研修を毎月1回行ったり、各種団体の開催する園外研修に参加したり、また1週間の海外研修を実施するなどして、職員各自の自己研鑽に常に努めている。これらの研修後には研修報告書が提出されるとともに、同時に職員全員で共有する機会も設け、保育サービスの向上に努めている。また業務内容の改善に関しては、「赤碕保育園ガイドブック」の改訂等において常に改善を図っている。
- 3 - (2) - 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	a	

評価対象 組織の運営管理

- 1 経営状況の把握

評価項目	第三者評価結果	コメント
- 1 - (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
- 1 - (1) - 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	b	事業環境を把握するための取り組みは現状では明確に行っていないが、地域の関係機関との連絡会議等に参画するなどしており、経営層は周囲の状況を含めた今後の事業展開に対する展望を持っている。またこれらのことを含めて経営状況を把握して行った対策として人事考課の導入があるが、財務の状況等についても常に意識しているとのことである。外部監査は現在のところ実施してはいるが、会計専門家による財務の月次報告は受けており、財務に関する客観性は担保されていると考えられる。
- 1 - (1) - 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	b	
- 1 - (1) - 外部監査が実施されている。	c	

評価対象 組織の運営管理

- 2 人材の確保・養成

評価項目	第三者評価結果	コメント
- 2 - (1) 人事管理の体制が整備されている。		
- 2 - (1) - 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a	人材育成を目的とした人事考課制度を2001年度から導入している。法人独自の自己評価表、人事考課表をもとにして本人との面接（年1回）を行う他、園長・副園長・主任による合議などを経て評価を決定する方式を採用しており、これらの評価結果を給与へ反映させるなど、既に運用されている。この制度の運用によって職員の意識も変わってきているが、法人の考え方に対する理解度などの確認にもつながっている、とのコメントがあった。
- 2 - (1) - 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a	
- 2 - (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
- 2 - (2) - 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a	有給休暇の取得状況は職員によってさまざまであるが、園側としては基本的に希望に沿えるような体制にあるとのことであった。また福利厚生センターに加入しており、情報提供も行っている他、職員旅行への補助なども行っている。
- 2 - (2) - 福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。	a	
- 2 - (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
- 2 - (3) - 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a	「赤碓保育園ガイドブック」や人事考課表などの中では法人の理念・考え方を示し、それに沿った人事考課が行われているため、人事考課を実施すること自体が職員教育に寄与していると考えられる。ただし個々の職員についての研修計画は現状では策定されていないため、今後の整備が待たれる。職員面接の記録やそれに基づく育成計画、そしてその実践状況の評価、といった連動した取り組みの実施により、さらに効果的な人材育成が実施されていく姿がより望ましいと考えられ、今後の整備を期待したい。 なお、新任職員の着任時には2日間をかけた新人研修が実施され、当園の考え方や取り組み方を学習できる機会を設けている。
- 2 - (3) - 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	c	
- 2 - (3) - 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	c	
- 2 - (4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
- 2 - (4) - 実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している。	a	実習生の受入方針は「赤碓保育園ハンドブック」の中に明示されており、年2～3名を受け入れている。また実習時には主任が中心となってクラス担任が担当して指導にあたることとしている。基本的には実習元の希望に沿う形でやっているが、実習生と協力して要望に応じる形で園オリジナルのプログラムを作成の上、実習を行うケースもある。
- 2 - (4) - 実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	a	

- 3 安全管理

評価項目	第三者評価結果	コメント
- 3 - (1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。		
<p>- 3 - (1) - 緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。</p>	a	<p>「自衛消防組織編制表」を定め、防災部門の役割分担を明示している他、防災・不審者対応など各種訓練を毎月実施するとともに、各保育室には避難経路図を掲示している。</p> <p>日常の安全管理については、「安全点検表」「施錠・機器等点検表」による園庭・園内・遊具・調理室など、園内各所の点検を行い、早出勤の職員が点検し、主任がチェックすることとしている。また事故・ケガ等発生時の応急処置の手順書「もし、事故が起こったら」を各保育室に常置している他、ノロ・ロタウィルス等への対応手順書「感染症予防のために」を調乳室など必要箇所に常置している。</p> <p>全職員必携となっている「赤碓保育園ガイドブック」中に、「健康・安全管理の考え方」として安全確保上の保育者の配慮、事故発生時の対応の流れなどを明示しており、新人研修時に「保育と安全」というテーマで安全管理について学ぶ機会を設けている。また全職員が消防署において救急救命講習を受講し、不審者対応訓練については警察署の協力を得るなど、関係機関と連携も図られている。</p>
<p>- 3 - (1) - 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。</p>	b	<p>危険事例や事故・ケガについては発生時のつど会議で報告がされるが、会議録等への記載はなく、欠席者には口頭での伝達を行っているとのことである。また事故報告書・ヒヤリハット報告書など、事故・ケガや危険事例を記録として集積する取り組みは今のところ行われておらず、職員間での共有や研鑽などへの活用等の有用性をふまえ、検討の余地はあるかと思われる。</p>

評価対象 組織の運営管理

- 4 地域との交流と連携

評価項目	第三者評価結果	コメント
- 4 - (1) 地域との連携が適切に確保されている。		
- 4 - (1) - 利用者地域とのかかわりを大切にしている。	a	近隣の漁協や農家、選果場との交流がある他、地域のボランティア・専門家との交流、老人施設との交流や中学生との交流も行っている。また常時行っている園庭開放、運動会や作品展、バザーなど各種行事への参加を地域に呼びかけており、園入口の掲示板には各種情報を提供して交流を促進している。育児講座や市の健診などの機会には保育所の専門性を地域に還元するための取り組みも行っており、他にもボランティアや福祉体験の小学生・中学生・高校生などの受け入れを行っている。今後は園側の積極的な企画による地域貢献が必要であると考えており、そのために来年度から子育て支援センターを開設する予定であるとのことである。
- 4 - (1) - 事業所が有する機能を地域に還元している。	a	
- 4 - (1) - ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	
- 4 - (2) 関係機関との連携が確保されている。		
- 4 - (2) - 必要な社会資源を明確にしている。	a	地域の関係機関の連絡会議に参画し、毎月定例会議を行って情報交換を行っている。個別の児童のケースについて、他機関との連携も具体的に行われている。虐待防止についても独自のマニュアルを策定し、いつでも運用できる状態になっている。
- 4 - (2) - 関係機関等との連携が適切に行われている。	a	
- 4 - (3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		
- 4 - (3) - 地域の福祉ニーズを把握している。	b	現状では地域における子育てニーズを調査したり集計・分析したりといった取り組みを特に行っていないが、例えば地域の福祉ニーズを把握したことによって実際に取り組んだ事業もある。
- 4 - (3) - 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a	

評価対象 適切な福祉サービスの実施

- 1 利用者本位の福祉サービス

評価項目	第三者評価結果	コメント
- 1 - (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
- 1 - (1) - 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解を持つための取り組みを行っている。	a	「赤碓保育園ガイドブック」中の「保育の実践」に「一人ひとりを大切にする保育」として当園の考え方が詳細に示されており、この中で当園の考え方が述べられている。また今回の評価における事前の利用者調査においても9割以上の回答者が「子どもの個性が尊重されている」と答えており、総合満足度でも85%の回答者が「満足」としている。個人情報保護規程が整備されており、個人情報保護方針は全家庭に配布されている。
- 1 - (1) - 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a	
- 1 - (2) 利用者満足の上昇に努めている。		
- 1 - (2) - 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備している。	a	年10回程度の保護者会において具体的な要望などを収集することとしており、日常の保育や行事に関することなど、幾つかの要望について実際に改善に取り組んだ事例もある。またその際には保護者会総会や職員会議・保育内容検討会などの会議を通じて説明を十分に行った上で、実行に移すように留意している。
- 1 - (2) - 利用者満足の上昇に向けた取り組みを行っている。	a	

評価対象 適切な福祉サービスの実施

- 1 利用者本位の福祉サービス

- 1 - (3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
- 1 - (3) - 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	b	苦情解決制度は整備され、利用者に対しては保護者会総会での説明を行う他、配布資料を用いて周知されているが、園長の「直接利用者と話せる関係になりたい」という考え方にに基づき、現在園内に制度の告知を行う表示や苦情受付ボックスの設置などが行われていない。また実際に日常の保育の中で収集された苦情や要望は統一された様式で記録されるなどの取り組みは行われていないため、記録を整備して改善につなげていく取り組みが望まれる。現状では、口頭で寄せられた苦情や要望について口頭で回答したり、園だよりを通じて回答するなどの手法によってフィードバックを行うようにしている。
- 1 - (3) - 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	b	
- 1 - (3) - 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	b	

- 2 サービスの質の確保

評価項目	第三者評価結果	コメント
- 2 - (1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		
- 2 - (1) - サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a	0～2歳と3歳以上児の各グループで毎月末に定例会として保育内容の報告・反省（当月の活動と子どもの様子、保育上の課題など）を行ったのち、それをふまえて翌月初に「保育内容検討会」として未満児・以上児の各主任と園長・副園長が保育内容の見直し・検討を行って、その結果は報告書として職員に配布している。定められた項目・基準などによる定性的・定量的な評価、過去と現在の比較などについては特に実施しておらず、今後の課題として挙げられる。 日常の保育上の振り返りを定例会及び保育内容検討会で毎月行い、取り組むべき課題の明確化とそれに対する対応・改善策の検討を行っている。現状においてはこの取り組みが本園における自己評価と改善の仕組みとして位置づけられると思われる。今後は定められた基準に基づく自己評価とその結果の分析、課題の明確化、課題解決に向けた計画的な改善という、一定の評価項目・基準を軸にしたPDCAサイクルの確立と実践が課題となろう。
- 2 - (1) - 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	a	
- 2 - (1) - 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	a	
- 2 - (2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
- 2 - (2) - 個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	b	手順書・マニュアル類は基本的に園長が中心となって作成している。「赤碓保育園ガイドブック」は正規職員全員が所持し、非常勤職員は各保育室に常備されたものを閲覧することとなっており、園の保育のあり方の基本を示すものとして、理念・目的、保育の実践、虐待対応、食育、個人情報保護等を記載している。 その他、感染症予防、手洗い・消毒、SIDS予防、事故対応など、安全・衛生管理面での各種マニュアルを、カラー写真を活用するなど実践に即した視点で作成し、必要箇所に掲示している。 読み合わせ・園内研修など、マニュアルの周知徹底に向けた取り組みについては、現状においては特に行われていないため、今後の検討が待たれる。 保育や行事のあり方等に関して、会議録等への記録の仕方については課題はあるものの、検討や見直しは各種の会議等を通じて行っている例が確認された。マニュアルについては、職員が年度末などに話し合ったり、折々の話し合いの中で話題となり、検討されることはあるが、機会を設けての定期的・計画的なマニュアルの見直し・改訂については、特に行っていない。作成後一定の年数が経過していることもあり、今後はさらなる内容の精査と改善を期待したい。
- 2 - (2) - 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	

- 2 サービスの質の確保

- 2 - (3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
- 2 - (3) - 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a	子どもに関する記録として、児童票に生活状況・健診結果などが記録される他、発達の経過は外部業者のオンラインシステムを活用し、個別に定期的に記録するとともに、「ポートフォリオ」として個々の子どもの個性や成長の過程を写真入りで記録している。日常の保育実践の結果はパソコン上の保育日誌に記録される。職員間の毎日の情報共有・申し送りは口頭及びノート、掲示ボードによって行われる。
- 2 - (3) - 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b	文書の保存年限など、文書管理に関する規程類は定められているとのことであるが、別の書庫に保管しており、訪問調査当日には確認ができなかった。個人情報保護に関しては「個人情報保護方針」を定め、利用目的や取り扱いのルールについて、内外に示している。個人情報保護及び守秘義務遵守については、記録によって確認はできなかったが、新人職員も交えた年度当初の職員会において周知が図られているとの説明を受けた。各保育室での連絡帳や個人情報記載書類の取り扱いについては、保護者が頻繁に出入りし、かつ無人となる場合もあることを考慮し、より慎重な取り扱いが望ましい。
- 2 - (3) - 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a	子どもの状況等については、毎月3歳以上児会、3歳未満児会を行い、保育全般の進行状況や共通理解、個々の子どもについて検討している。また毎月保育内容検討会を実施している

- 3 サービスの開始・継続

評価項目	第三者評価結果	コメント
- 3 - (1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
- 3 - (1) - 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a	園のホームページを開設しており、園の概要、理念・方針、年間行事、デイリープログラム等を、画像なども活用して伝えている。また写真入りのカラーのパンフレットを作成しており、来園者や見学者に配布している他、町役場に常置している。その他、園外の掲示板には行事の案内などを掲示している。見学・体験は基本的に希望の時間に応じ、園長・副園長が主に対応しているとのことである。
- 3 - (1) - サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a	「入園のしおり」を作成しており、写真入りのカラー印刷により、わかりやすさにも配慮しながら、園利用におけるルールをまとめている。4月入園の世帯については、3月初旬に「入園のしおり」等をもとに説明会を行い、個別の要望がある保護者については面接を行う。サービス利用に関する同意について、書面の取り交わしは行っていないが、説明会や個別の面接における口頭承認によって確認しているとのことである。
- 3 - (2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
- 3 - (2) - 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b	転園・退園が実数として少なく（年間1件あるかないか、とのこと）、事例としてそもそも希少であるが、必要な場合や転園先から照会を受けた場合は、保護者の了承を得た上で、転園先に子どもの情報を伝えることもあるとのこと。また相談窓口等は設けていないが、転園・退園した子どもや保護者から相談や便りを受けることもあるとの説明があった。今後は園として明確な対応手順や引継ぎ様式等の整備が期待される。

- 4 サービス実施計画の策定

評価項目	第三者評価結果	コメント
- 4 - (1) 利用者のアセスメントが行われている。		
- 4 - (1) - 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a	入園時に保護者に提出してもらう「家庭調査書」から家庭状況、既往症、心身状況・生活歴など把握し、0～2歳児については別に「1日の生活時間」にも記入を受け、生活リズムを把握し、それぞれ入園当初の保育に反映させている。「家庭調査書」は毎年度当初に変更部分について修正してもらうこととなっている。その他、毎年5月のクラス懇談と6～8月の個人懇談により、個々の状況や要望を把握するとともに、連絡帳やポートフォリオの「家庭の声」欄により、家庭での子どもの姿を把握している。また発達状況を検証する仕組みとして、外部業者のインターネットによる記録システムを導入し、全園児の状況を定期的に記録している。身体状況は入園時及び年2回の健診などにより把握している。
- 4 - (1) - 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	a	子どもの状況に即した課題については、前掲のインターネットによる発達記録システムの結果から抽出される他、ポートフォリオに示されることとなっている。また0歳児のみ個別指導計画を作成している。今後は各システム（ポートフォリオ、外部業者の発達記録、指導計画、日誌）の相互の関連・相補性を強化することで、保育の実践面においても、また業務効率においても、より合理化が図られることが期待される。
- 4 - (2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
- 4 - (2) - サービス実施計画を適切に策定している。	a	年間5期に分け、年間目標と養護、各期のテーマとねらい、環境と保育者援助について定めた「年間保育計画及び記録」及び子どもの年齢毎の成長の姿を全12領域で示す「012歳児発達の過程と保育指導計画」をふまえ、指導計画として「未満児年間指導計画」および「3歳以上児異年齢保育年間指導計画」を年間5期に分けて作成している。また別に0歳児には「個別指導計画」、3歳以上児には「期、週345歳児指導計画」を策定して、年齢ごとの発達をとらえた保育実践をより細やかに行えるよう配慮している。
- 4 - (2) - 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	これらの計画について、期毎に実践の評価、反省を行って計画の進捗状況をチェックし、その結果によって年間指導計画の改定（進捗管理）を行っている。また外部業者による発達記録ソフトによるチェックリスト（園児のカルテ）を期毎に実施し、や年間指導計画の期毎の評価反省に反映している他、毎月の3歳以上児会・3歳未満児会、保育内容検討会において、保育全般の進行状況や共通理解、個々の子どもについて検討している。

福祉サービス第三者評価結果 （付加基準 - 保育所版 - ）

すべての評価項目（34項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

A-1 子どもの発達援助

評価項目	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 発達援助の基本		
<p>A-1-(1)- 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。</p>	a	<p>保育計画として、クラス集団の成長に焦点を定めた「年間保育計画及び記録」を年間5期に分け、年間目標と養護、各期のテーマとねらい、環境と保育者援助を策定している。この他、未満児では「012歳児発達の過程と保育指導計画」と題して、子どもの年齢毎の成長の姿を全12領域に分けて、個々の子どもの成長に見通しを持つ計画として策定している。</p> <p>指導計画類は、「未満児年間指導計画」および「3歳以上児異年齢保育年間指導計画」に年間5期毎のテーマを定め、生活・自然・社会に焦点を当てて計画を策定している。0歳児では「個別指導計画」を策定して、前月の姿をもとに活動と環境、配慮と援助を個別に策定して細やかな配慮が行き届く工夫をしている。3歳以上児では「3歳以上児異年齢保育年間指導計画」に加え「期、週345歳児指導計画」を策定して、5領域に関する指導内容や行事、生活・自然・社会といった領域毎の活動計画、就学へ向けた配慮、年齢別活動に関する配慮といった項目別に計画を策定している。この計画について期毎に実践の評価、反省を行って計画の進捗状況をチェックし、その結果によって年間指導計画の改定（進捗管理）を行っている。</p> <p>これらの実践には、「プロジェクトアプローチ」という保育手法を用いて、行事や歌、わらべ唄、集団遊びや栽培など子どもの興味や発想、好奇心などの発展を活かした活動や生活を展開する。その際、「ウェブ」という図表によって子供の好奇心の展開や創造性の発展に見通しを立てたり、実際の展開を記録したりして、子どもの好奇心や創造性などの主体的発展を活かした保育の活動に取り組み、それに応じて活動内容を企画したり、柔軟に計画の見直しをかけたたりしている。この「ウェブ」に計画した活動を通して、個々の園児にどのような成長が見られたか、個別の「ポートフォリオ」と呼ぶ個人成長の記録を全園児に対して行っている。</p>
<p>A-1-(1)- 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。</p>	a	<p>さらに、PCソフトを使った成長記録としてチェックリスト（園児のカルテ）を年間指導計画の期毎に実施し、個々の成長状況を記録化し、「ポートフォリオ」の作成や年間指導計画の期毎の評価反省に反映している。その他、計画として「食育保育計画」「人権保育計画」が整備され、今後は年1回「保育環境スケール（環境設定に求められる要素とその基準に照らして現状を評価し、改善につなげるためのスコアシート）」にも取り組む予定である。今後の課題として、計画ごとの目的や活用方法、関連性や記録の必要性などを職員間で再度、共通理解することが期待される。</p>

A-1 子どもの発達援助

A-1-(2) 健康管理・食事		
A-1-(2)- 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a	日々の健康管理については、朝の受け入れ時に保護者から申し出があれば、クラスのホワイトボードに記録される。また「連絡ノート」にて前日等の体調などで情報を収集し、その後日中の経過等は、0歳児については「個人記録と一日の生活」に時間を追って記録され、1歳以上児については「保育日誌」に記録される。ケガや体調の急変に対応した場合は、看護師や担当した保育士が「医療関係・手当て記録」に記録し、保護者には口頭または連絡ノートにて伝達され、子どもの健康状態に関する把握や情報共有等に役立っている。
A-1-(2)- 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a	健診結果や歯科検診の結果については、児童票に記録されると同時に連絡ノートで保護者に伝達される他、特段の診察結果や相談があった際は、記録用紙の写しを保護者に渡して伝達している。
A-1-(2)- 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a	感染症発症時の対応についてはマニュアルが整備され、特にノロウイルス対策については、嘔吐などの対応や発症時の対策などが細かに策定され、職員会議等で対応方法について共通理解を図っているとのことであったが、今後はより実践的な研修などによる習熟が望まれる。また行政からの感染症情報についての情報交換などにより、予防的な生活習慣の啓発を行い、手拭きタオル等の使用を避けるなどの対策を取っている。
A-1-(2)- 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	a	この他、救急救命講習に職員が参加して心肺蘇生法などの手引書や、保育園でよく起こる事故やケガ等の対応マニュアル等を整備している。今後は、読み合わせや共通理解の機会を持つことが望まれる。
A-1-(2)- 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a	食事を楽しむための取り組みとして、「赤碕保育園の食育の基本的考え方」を立案して「食育保育計画」を策定、「食と生活」「食と自然」「食と社会」の柱のもとで「プロジェクト保育」という手法を活用して、子どもたちが栽培や収穫、食に関わる人や地域、流通、調理やマナーなどを楽しみながら体験できる取り組みを行っている。園内には3歳未満児と以上児にそれぞれ畑が用意され、年間を通じていろいろな野菜を栽培、収穫し、その育成記録をポートフォリオとして記録したり、地域の方を招いた収穫祭やクッキング、給食に材料として使ったりするなど、多彩な食育活動の中で子どもの食への意欲や興味を引き出す取り組みを行っている。
A-1-(2)- 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	a	献立は、月1回の献立委員会において、摂食状況や嗜好に配慮して献立内容や調理方法を検討している。基本的に子どもが意欲的にしっかり食べることを大切にして、季節の旬の食材や、栽培している食材、体験で興味を持っている食材などを献立に反映している。
A-1-(2)- 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a	家庭との連携として、家庭に対する情報発信や子どもの活動を紹介するなどして家庭との連携を図る他、保護者の参加によるプロジェクト活動の展開など、家庭と園とが連携してより豊かな食体験を子どもが体験できる取り組みを行っている。
A-1-(2)- アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a	また、家庭での食生活について年長児は年1回アンケートを実施し、0歳児の離乳食の進捗等については、保護者との連携のもとで個別に対応し、ポートフォリオとして離乳食の個別進捗記録を残している。食物アレルギーへの対応については、医師の診断や意見に基づき個別に除去や代替食を対応する他、除去等の解除についても医師の判断を仰いだ対応を図っている。

A-1 子どもの発達援助

評価項目	第三者評価結果	コメント
A-1-(3) 保育環境		
<p>A-1-(3)- 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	<p>a</p>	<p>0歳児は別棟の専用室を整備し、ふんだんに木を使った温かい造りと家庭的な雰囲気大切に環境の設定を行い、静かな環境の中で個別指導計画や離乳食の個別対応など個々を大切に保育の実践に努めている。 1歳児では高月齢児と低月齢児のクラスを分割して、それぞれの子どもの発達や身体能力に応じた環境や玩具の設定を工夫している他、寝る・遊ぶ・食べるの各スペースを出来るだけ区分して使い分けられるよう工夫している。 2歳児でも3歳以降の生活を視野に、寝る・遊ぶ・食べるの各スペースを各々区分しており、食のスペースには机や椅子を常設し、遊びスペースにはままごとや積み木、制作などのいろいろなコーナーが設えられるなど、子どもたちが目的に合わせて場所を移動して生活する環境となっている。また当番活動が2歳クラスからスタートし、子どもたちが自ら心地よい環境を整えることを楽しみながら体験できるよう工夫している。 3歳以上児では3～5歳児が異年齢で生活するクラスが2クラス用意され、各クラス単位で兄弟のような関係性を育みながら生活している。環境の配慮として、食に関しては専用のランチルームを整え、子どもたちが当番活動によって職員とともに心地よく過ごせる準備や片付けに取り組んでいる。また、保育室はままごとや制作、パズルや積み木、粘土や楽器など集団遊びや個別遊び、ルールある遊び毎のコーナーが設えられ、年長児は午睡を行わずに「年長の部屋」という専用の遊び部屋にていろいろな体験や活動ができるよう配慮されている。</p>
<p>A-1-(3)- 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。</p>	<p>a</p>	<p>さらに、季節の自然や生き物が部屋の中で観察されたり、装飾や製作に利用されるなど、季節や自然を生活の中で感じられる環境の工夫が行われている他、誕生会は個々の気持ちを尊重して嬉しさを実感できるよう個別に行った上で、園全体での誕生会も行っている。 午睡にはパジャマに着替えたり、食事後には歯磨きの習慣をつけたりするなどの取り組みを行い、給食時に出た牛乳のリサイクルにプロジェクト活動として取り組むなど、生活習慣の確立や家庭生活での自立を目指した取り組みを行っている。</p>

A-1 子どもの発達援助

A-1-(4) 保育内容		
A-1-(4)- 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	a	一人ひとりを受容し、理解を深めるための取り組みとして、園の掲げる保育原理および保育課程において、個々の子どもを大切にすることや、社会性の中で個々の子どもが尊重され主体的に成長していくことを示しており、その保育の実現に向けて「保育内容検討会」にて保育の現状と内容の在り方、職員の子どもの関わりなどの在り方などを検討している。この会では、各クラスの状況や個々の課題等を抱える子どもの育ち、家庭との連携による情報などが具体的に検討され、その子どもたちや状況に対応する職員の考え方や意識の持ち方、行動などを、園長と副園長、3歳未満児主任及び以上児主任が共通理解を形成し、各主任がそれぞれにクラス担任に伝達、指導している。今後は、職員指導に関する記録や改善プロセスなどを記録化し、振り返りや反省評価が行われることが期待される。
A-1-(4)- 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	a	基本的な生活習慣や生理現象は、まず個々の子どもが主体的に取り組める環境づくりを工夫し、未満児クラス時から職員が個別に養護や配慮を行うことや成功体験を共に喜び誉めるといった関わりを繰り返すことによって、一人ひとりの子どもの状況に応じた対応が図られている。
A-1-(4)- 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	a	子どもが自発的に活動や生活を行い、身近な自然や社会、さまざまな表現活動に取り組めるための工夫としては、前述の生活習慣等において個々が尊重される体験を子どもが繰り返す中で基本的態度が養われる。加えて、手の届く高さに着替えや歯ブラシ、おもちゃなどを設置するコーナー保育、子どもたちと保育士の関係の中から子どもの知的好奇心や成長意欲を保育士が把握して、子どもの成長を意図し、子どもたちと保育士とで活動テーマを決め、そのテーマから派生する子どもの発想や好奇心の広がりを「ウェブ」と呼ぶ図面に整理しながら、主体的かつ自発的に好奇心や欲求を満たしていけるよう支援したり、興味の広がりを予測したりするプロジェクトアプローチといった保育手法によって保障されている。今後は、そのプロセスの記録や話し合いなどの記録化によって、ポートフォリオからは読み取れない部分の評価反省が行える仕組みの確立が期待される。
A-1-(4)- 身近な自然や社会とかがわかるような取り組みがなされている。	a	
A-1-(4)- さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	a	その他、園庭にはビオトープによって水場が整備され、水辺の生き物観察や夏の水遊びなどが行える。また園庭に実のなる木が多く植えられ、季節によっていろいろな自然の体験ができるよう配慮され、プロジェクト保育の一環として、活発な絵画活動に取り組むなど、体験や表現を大切にす本園の方針が反映された活動が提供されている。また、異年齢保育によって日常的に異年齢での関わりや小集団、大集団での人との関わり、また協力し合って成果を導き出す活動などを体験することによって、人間関係が育まれる仕組みと取り組みを工夫している。
A-1-(4)- 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	a	

A-1 子どもの発達援助

A-1-(4) 保育内容		
A-1-(4)- 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう配慮している。	a	「期、週345歳児指導計画」において、人権への配慮や文化の違いについて学ぶ計画を策定し、国際交流員の協力のもと、韓国文化や言葉などを知る取り組みや、プロジェクトアプローチによって地域文化に触れ、交流する体験を行っている。また「同和保育年間計画」として、人間関係、真理、人権、労働といった各領域について、同じくプロジェクトアプローチによる具体的な保育体験や生活体験から学ぶ取り組みを行っている。
A-1-(4)- 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	a	性差への先入観や固定観念などの払しょくについては、日常的に子どもたちが話し合っ自分たちの活動等を決める保育、生活体験や協力して成果を生み出す体験の中で、個人の選択や指向等の自由を保障し、子どもの間でも認め合う態度の養成に努めている。
A-1-(4)- 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	乳児保育については、同一敷地内に0歳児専用の別園舎を整備するとともに、家庭との連携のもとに「個別指導計画」を策定し、離乳食の個別対応やポートフォリオによる成長記録、一日の生活記録となる「個人記録と一日の生活」による細やかな配慮など、月齢や成長状況に応じた個別配慮、対応を原則とした保育に取り組んでいる。
A-1-(4)- 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	長時間保育に向けた工夫として、早朝から登園する子どもが朝食を持参してきた場合は、別室でゆっくり食べられるよう配慮するなど、柔軟な対応を図っている。また夕方の6時以降は3歳以上児と未満児が同室に集まり、異年齢でアットホームに過ごせるよう配慮している。
A-1-(4)- 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	障害児保育については、現在は該当児がいないため特段の取り組みは行っていないが、在籍時には加配保育士を配置して対応すると同時に、個別記録や専門家による指導研修を受けて対応を工夫するなど、個別配慮が行われるよう工夫していたとの説明があった。

A-2 子育て支援

評価項目	第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 入所児童の保護者の育児支援		
A-2-(1)- 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	a	0歳児室に相談室を整備し、保護者の個別の相談に応じる工夫をしている他、年1回の保護者の個別面談や要望に応じた面談を行い、日常的には登降園時の会話や連絡ノートによる情報のやり取りを行っている。
A-2-(1)- 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	a	家庭からの情報や状況の変化などがあった場合、保育日誌に記録して必要に応じて職員会等で共有する他、児童票に記録している。子どもの成長プロセスについては、今回の事前の保護者アンケートにおいてはもっと知りたいという趣旨の意見も散見されており、今後の充実や工夫が期待される。
A-2-(1)- 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	a	年に少なくとも2回の懇談会を開催して、現在の園での子どもたちの様子を伝えるとともに、写真によって活動の様子を事前に伝えるなどの工夫を行っている。また懇談会では、そのような園での様子をふまえて、各保護者が子育てで悩んでいることの情報交流や、就学に向けての共通理解、現在の子どもが抱える課題（一般論から在園児まで）などを話題としている。
A-2-(1)- 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。	a	虐待については、関係機関との情報の交流を密に行っており、個人情報には配慮しながら相互に情報を提供したり、共有できる仕組みとなっている。またそのような状況が疑われた際には、すぐに園長に報告されると共に記録を残し、関係機関との連携を図って早期対応が図られるよう努めている。
A-2-(1)- 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	a	
A-2-(2) 一時保育		
A-2-(2)- 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。		（本園では実施していないため、評価対象から除外します）

A-3 安全・事故防止

評価項目	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 安全・事故防止		
A-3-(1)- 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	a	調理室は「衛生点検表」「研修記録簿」によって毎日のチェックを行っている。また調乳室その他水周りには消毒・手洗い等に関するマニュアルを掲示し、徹底を図っている。マニュアルの見直しやマニュアルに基づいた検討会・園内研修等が今後の課題として挙げられる。
A-3-(1)- 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	b	関係機関への連絡体制と連絡先が明示された「感染症対応フローチャート」を事務室に掲示している。また食中毒発生時の対応、嘔吐時の対応、ノロ・ロタウィルス発症時の対応など、マニュアルを作成し、事務室他必要箇所に常置している。 複数のマニュアルが存在し、またマニュアルの見直しについては行われておらず、作成当時のままの内容となっている他、一部には作成年月が古いものもあるため、園としてのマニュアル作成に向け、内容の精査及び見直しを行うことも検討の余地がある。
A-3-(1)- 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	a	事故・ケガ等発生時の応急処置の手順書として「もし、事故が起こったら」を定め、各保育室に常置。また「安全点検表」「施設・機器等点検表」によって、園庭・園内・遊具・調理室など、園内各所の安全点検を行っており、早出勤の職員が点検、主任がチェックしている。報告書等の作成による事故・危険事例の集積と活用が今後の課題として挙げられる。
A-3-(1)- 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	b	事故・ケガ発生時の応急処置についてはマニュアル「もし、事故が起こったら」を各保育室に常備している。防災面においては、避難経路図を各保育室他園内各所に掲示し、毎月の避難訓練を実施している。今後はマニュアルの見直し、マニュアルに基づいた研修等、さらなる周知と徹底に向けた取り組みと検証が待たれる。
A-3-(1)- 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	c	不審者対応を想定した訓練を実施し、対応についての職員間の申し合わせなども行っているが、文書化したマニュアルは作成していない。多様な発生条件が想定されるため、さまざまなケースに応じた対応を定め、文書化した上で、それに基づいた訓練・園内研修等を実施することが望まれる。